

秋田県職業訓練手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第五十七号

秋田県職業訓練手当支給規則等の一部を改正する規則

(秋田県職業訓練手当支給規則の一部改正)

第一条 秋田県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「あつせん」を「あつ旋」に改め、同項第四号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改め、同項第七号及び同項第七号の二中「あつせん」を「あつ旋」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

一 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年秋田県規則第十八号)第二条の五第二号

二 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則(平成十四年秋田県規則第六十七号)別表第一第一号の表十九の項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。